

資料提供(説明付き) 平成30年3月7日(水) 16時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
久居総合支所 市民課 (電話059-255-8824)	市民課長 水野 浩哉

マイナンバーが記載された住民票の誤交付について

このことについて、平成30年3月6日に久居総合支所市民課窓口において、マイナンバーが記載された住民票を誤って交付しました。

記

1 概要

平成30年3月6日(火)午前11時7分に、住民票の交付申請者が久居総合支所市民課に来庁し、本人及び同一世帯人のマイナンバーが記載された住民票を請求されました。

その後、自宅にて確認されたところ、同一世帯人の住民票がなく、他人のマイナンバーが記載された住民票が同封されていたため、同日の午後8時頃に久居総合支所の夜間窓口に連絡いただきました。

その後、久居総合支所夜間窓口にご来庁の上、同一世帯人の住民票を改めて交付し、誤って交付した住民票の返還を受けました。その際、担当者が誤発行の原因と同一世帯人の住民票の発行履歴がないことを説明しました。

また、マイナンバーが漏えいした方には、電話で連絡を行い、マイナンバーの変更手続きをしていただく旨、説明しました。

2 事故原因

直前の住民票交付者の住民票を誤って2通印刷し、プリンターに残っていた1通を思い込みで交付してしまったものです。

交付時に交付書類を申請者にご確認いただくことを怠ったことも一因と考えられます。

3 対応状況

窓口担当者は、交付時の書類確認を徹底するとともに、申請者による確認も必ず実施することを徹底いたします。

平成30年3月7日(水)に、三重県及び個人情報保護委員会への事故報告を行いました。